

錦鯉オーナー募集の趣旨

小千谷市は産業の振興、観光の発展を目的とし、平成元年10月「小千谷市錦鯉の里」がオープンいたしました。

錦鯉の里では、多くの人から利用していただける施設にするため、原産地小千谷の錦鯉を購入していただき、当施設の池に飼育管理をしながら一般の方々にご覧いただく「錦鯉オーナー制度」を制定し、庭園に現在約240尾のオーナー鯉が泳いでおります。

ご購入していただいたオーナー鯉は、小千谷市と小千谷市錦鯉漁業協同組合の協力を得て、小千谷市産業開発センターが無償で飼育管理を行います。

オーナー募集要項

☆ 錦鯉の購入について

錦鯉は、小千谷市産業開発センターが販売いたします。

購入される錦鯉は、小千谷市錦鯉漁業協同組合員が丹精をこめて飼育した優秀な錦鯉です。

なお、貴方が飼っている錦鯉や、一旦持ち帰ったオーナー鯉の持ち込みはできません。

☆ 錦鯉の販売価格

錦鯉の販売価格は、大きさにより二とおりといたします。

- ・ 5万円 体長50cm前後
- ・ 10万円 体長55cm前後
(消費税込み)

☆ オーナーになられた方の住所・氏名と錦鯉の写真を錦鯉会館の入口にオーナーパネルとして掲示します。

☆ 販売する錦鯉の品種

- ① 紅白 ② 大正三色 ③ 昭和三色

貴方に販売する錦鯉は、別紙「申込書」の第一希望と第二希望の中から小千谷市産業開発センターが選定させていただきます。

第一希望をできるだけ優先いたしますが、場合によっては第二希望となることがありますのでご了承ください（錦鯉の模様は1尾として同じ模様は無いと言われております。）

☆ 錦鯉の飼育について

錦鯉の申込時期や防疫の都合上、すぐに錦鯉を購入できない場合があります。

また、長年お預かりしますと模様に変化し色が抜ける場合などがあります。その際、当施設として観賞価値が低下したと判断した場合は、錦鯉のお引取りまたは移動をお願いすることがあります。

☆ 錦鯉が死んだ場合について

購入後、1年以内に病気等により死んだ場合は、同品種で同価格程度の錦鯉を無償で補償します。ただし、国の持続的養殖生産確保法により県の命令があった場合や、第三者による事故等又は、天変地異等により死んだ場合を除きます。

購入後、1年を経過してから死んだ場合や、国の持続的養殖生産確保法により県の命令があった場合は、オーナーの資格・特典は無くなるものといたしますのでご了承下さい。

☆ 錦鯉の持ち出しについて

購入時から1年間は原則として当施設で預らせていただきます。これ以降の搬出（持ち帰り）は自由といたしますが準備の都合上、搬出の1週間前までにご連絡下さい。

搬出に係わる費用につきましてはオーナーさんの負担とさせていただきます。

一度搬出された錦鯉を再びお預かりすることはできませんのでご了承下さい。なお、搬出された場合、オーナーの資格・特典はなくなります。

☆ オーナーの特典について

- 1 「小千谷市錦鯉の里」の入館料は、本人とご家族に限って無料といたします。
- 2 小千谷市で開催される錦鯉品評会および催事等の開催案内をお送りいたします。

☆ 錦鯉代金の振込先（振込手数料は貴方にてご負担願います。）

銀行名	第四銀行小千谷支店
名義人	(一財)小千谷市産業開発センター
口座番号	普通 1136344

☆ 申し込みお問い合わせ先

小千谷市錦鯉の里

(指定管理者 一般財団法人 小千谷市産業開発センター)

〒947-0028

新潟県小千谷市城内1-8-22

TEL 0258-83-2233

URL <http://www.nishikigoinosato.jp>

E-mail nisikigoi@ojiyasunpulaza.jp